

第5章 地域と協力し合おう!

1 町会・自治会との連携

災害時にはマンションの居住者だけでは対応できない事態も発生します。地域コミュニティの一員として、地域住民の方々と協力し合える関係を築いておくことで、マンションや地域の課題に対応できるようになります。

地域コミュニティの中核として、地域住民同士の親睦やつながりを深めるための活動をはじめ、地域で起きる様々な課題を解決するための活動を続けているのが、地域の町会・自治会です。

町会・自治会と連携することで、地域の協力の輪をさらに広げることができ、地域全体の防災力が大きくアップします。

コラム：町会・マンション みんなで防災訓練

防災意識を高め、地域のつながりを強化することは、災害時の安全確保において重要です。東京都では、町会・自治会とマンション管理組合が合同で実施する防災訓練を支援する事業「町会・マンション みんなで防災訓練」を推進しています。(令和7年度現在)

サポート内容と訓練の流れ

東京都は、訓練の企画・準備・開催をきめ細かくサポートし、以下の流れで実施します。

1. 合同打合せ

町会・自治会と管理組合が事前に顔合わせを行い、防災訓練の計画を立てます。

2. 事前レクチャー

訓練前に、専属担当者が住民向けに防災講話を行い、知識を深めます。

3. 防災訓練の実施

以下のような実践的な訓練を行います。

炊き出し訓練・AEDの使用訓練・携帯トイレの使い方・日常備蓄の方法・初期消火訓練・防災街歩き訓練 など

4. 振り返り

訓練後、町会・自治会と管理組合が今後の防災対策などについて話し合い、持続可能な取組へとつなげます。



事例：町会・自治会との合同防災訓練

「町会・マンション みんなで防災訓練」を活用して、東京都葛飾区の「シティウインズブライトゲート管理組合」と「川端南町会」が合同で実施した防災訓練は、マンション住民と地域住民が一体となる好事例となりました。

○防災訓練の概要

- ・防災動画視聴（知識を深める）
- ・AED 講習（本田消防署による指導）
- ・炊き出し訓練（アルファ化米を活用）
- ・簡易トイレの使用訓練（災害時の衛生管理）
- ・防災備蓄の説明（在宅避難のポイント）

○ポイント

① 事前の周知徹底

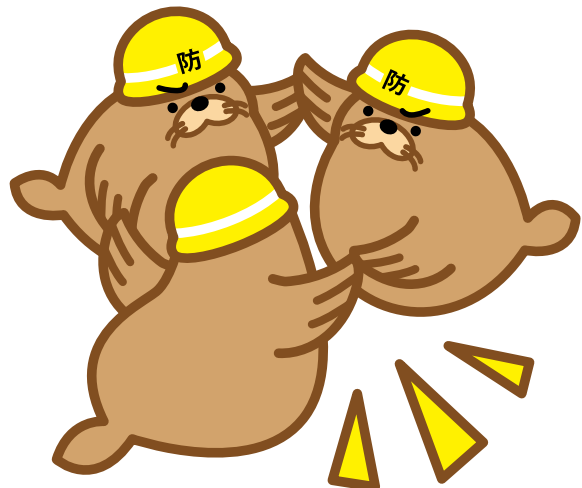
訓練の案内は、理事会議事録の各戸投函や東京都作成のチラシの配布・掲示などを通じて、住民全体に広く周知されました。これにより、多くの参加者を確保することができました。

② 多様なプログラム

防災動画の視聴から実践訓練まで幅広い内容が含まれ、初心者でも参加しやすい構成になっていました。特に、本田消防署の指導によるAED訓練は実践的で、多くの住民が興味を持ちました。

③ マンション・地域住民の協力

町会員とマンション住民が合同で訓練を実施することで、防災意識の向上だけでなく、日常的な交流のきっかけにもなりました。「次回は近隣の他のマンション住民も巻き込みたい」との声もあり、防災活動の輪が広がりつつあります。



2 地域との協力関係づくり

災害時、マンション単体での対応には限界があります。停電や断水、救助活動など、多くの課題を乗り越えるためには、地域住民や自治体、近隣施設との協力関係が不可欠です。平時からの顔の見える関係づくりが、いざという時の迅速な情報共有や支援につながります。例えば、地域の防災訓練への参加や、防災協定の締結が有効です。マンション住民同士だけでなく、地域全体で助け合う体制を整えることで、より安心・安全な生活環境を築くことができます。



事例：近隣の小・中学校との連携

昭島市にある、昭島つつじが丘ハイツ北住宅団地では、近隣の小学校とは年4回程度、避難所運営協議会を行政と学校、地域の3者で開催しています。発災時の避難所立ち上げ訓練から運営についての協議を継続しています。

また、地域を巻き込んだイベントを開催して、中学生にも参加してもらっているほか、中学校とは2013年から、全住戸の安否確認訓練を合同で実施し、「地域防災の担い手」を育成しています。

周辺マンションの5つの自治会、3つの管理組合、商店街と連携して「コミュニティ協議会」を結成し、定期的に会議を開催し、地域の安全安心を推進しています。



訓練終了後、中学生から感想発表

コラム：自治町会と民間集合住宅との水害時の一時避難に関する協定

葛飾区の土地は約半分が海拔ゼロメートル地帯であり、河川の氾濫や堤防が決壊した場合、河川や地域にもよりますが、最大でおよそ5メートルに及ぶ浸水が予測されています。

もし、このような大規模な水害が発生してしまった場合、浸水しない地域へ早めに避難することになりますが、万が一逃げ遅れたり、避難する時間的余裕がない場合は、緊急的に近隣の高い建物へ避難しなければなりません。

葛飾区では、そうした事態に備えて区の施設を洪水緊急避難建物として指定していますが、地域における自主的な水害への取り組みを支援するため、自治町会を対象とした民間集合住宅との一時避難協定の締結に係るガイドラインを作成しています。

このガイドラインは、民間集合住宅の近隣住民等が、水害発生時に民間集合住宅へ一時的に避難できるようにするための協定を、自治町会と民間集合住宅との間で締結するための手引きです。

自治町会と民間集合住宅の双方が事前に一時避難協定を取り交わすことで、水害発生時における無用なトラブルや避難時の混乱を抑止し、近隣住民が一時的に避難することができるようになります。